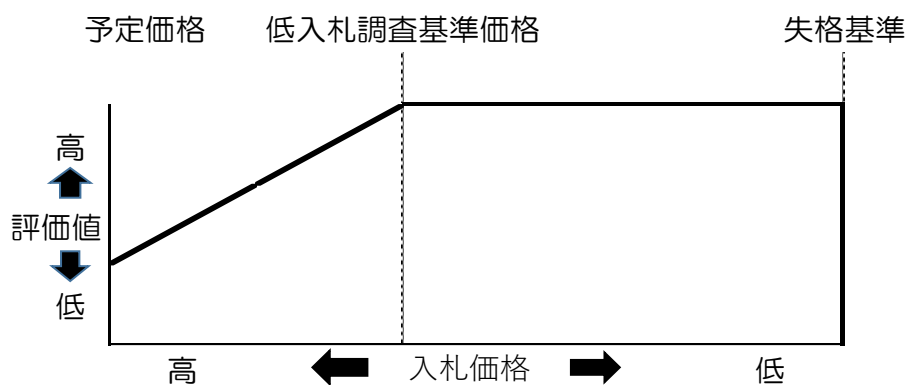


○評価値算定式改正のイメージ

現行の算定式においては、入札価格が低入札調査基準価格を下回る場合、価格を低入札調査基準価格として算出しています。

この間、低入札調査基準価格を下回る入札が増加しており、ダンピング受注防止のため算定式を改正します。

現行の算定式イメージ



改正後の算定式イメージ

